中国四国学生柔道連盟規約

制定　昭和５８年６月　１日
改正　令和　３年５月２２日

第１章　総　則

第 １ 条　本連盟は、中国四国学生柔道連盟と称す。

第 ２ 条　本連盟は、事務局を中国四国学生柔道連盟理事会で決議した場所（広島県東広島市黒瀬学園台５５５－３６）に置く。

第 ３ 条　本連盟は、中国四国地区における学生柔道の普及と充実を図り、全日本学生 柔道の発展に寄与すると共に、併せて、全日本の柔道振興と発展に寄与する ことを目的とする。

第 ４ 条　本連盟は、前条の目的を達成するために、下の事業を行う。

1　学生柔道組織の強化育成。
2　加盟団体間の連絡及び関係団体との提携。
3　学生柔道の振興に関する研究、調査、企画、宣伝。
4　各種大会の開催及び試合、選手強化、研修会等の実施。
5　その他本連盟の目的達成に必要なる事業。

第２章　組　織

第 ５ 条　本連盟は、中国四国地区に在する大学（校）柔道部及び学生柔道界の先輩その他で、総会において認められたる会員を以て組織する。

第３章　役員及び機関

第 ６ 条　本連盟に下の役員を置く。

１	会　　長	１　名
２	副 会 長	若干名
３	理 事 長	１　名
４	副理事長	若干名
５	常任理事	若干名
６	理　　事	若干名
７	監　　事	３名以内
８	学生幹事	各大学１名

第 ７ 条　現行どおり

１	名誉会長	１名
２	顧　　問	若干名
３	参　　与	若干名

第 ８ 条　会長及び副会長は、理事会が推薦し、総会の決議によりこれを推挙する。

第９条　会長は、会務を総理し、本連盟を代表する。

第１０条　副会長は、会長を補佐する。

第１１条　理事は、加盟校より各１名及び会長指名により推挙し、総会の決議を経て、会長これを委嘱する。但し、会長指名理事の数は加盟校の３分の１を越えないこととする。

第１２条　１　理事長は、理事会・常任理事会ならびに本連盟の業務を総括する。
２　副理事長は理事長を補佐する。

第１３条　常任理事は、常任理事会を構成して会務を審議し、本連盟の業務を分掌する。

第１４条　理事は、理事会を構成して重要な会務を審議し、必要に応じて業務の遂行にあたる。

第１５条　監事は、本連盟の会計を監査する。

第１６条　１　理事長は、理事の互選により決定する。
２　副理事長および常任理事は理事長が理事会の同意を得て指名する。
３　監事は、理事長が理事会の同意を得て指名する。

第１７条　学生幹事は、加盟校より主将またはこれに代わる者１名を推挙し、総会の決議を経て、会長これを委嘱する。

第１８条　学生幹事は、互選により学生幹事長を選出して学生幹事会を構成し、連盟の業務を審議し、理事長及び副理事長と共に、これの遂行にあたる。

第１９条　名誉会長は、本連盟会長職経験者で、永年に亘り本連盟の発展に貢献した者、またはこれに相当する功績があったと認められる者の中から選考し、理事会が推薦し、総会の決議により決定する。

第２０条　顧問は、加盟校及び理事会より推挙し、総会の決議を経て、会長が委嘱する。

第２１条　顧問は、本連盟の諮問に応じ、理事会及び総会に出席して意見を述べることができる。

第２２条　参与は、加盟校及び理事会より推挙し、総会の決議を経て、会長が委嘱する。

第２３条　参与は、本連盟の重要なる諮問に応じ、総会に出席して意見を述べることができる。

第２４条　本連盟に、常任理事会または理事会が必要とするとき特別委員会を設置することができる。

第２５条　特別委員会は、委員長を常任理事会または理事会にはかり理事長が指名し、設置を必要とした事業、調査、業務等の遂行にあたる。

第２６条　役員の任期を下に定める。

１　第６条に定められた役員の任期は２年とし、学生幹事に限り１年とする。但し、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員の重任はこれを妨げない。

２　第７条に定められた役員については、臨機に対応し、特に任期を定めない。

３　特別委員会の委員の任期は、常任理事会または理事会が、必要としなくなった時、及び理事の任期が到来した時とする。但し、委員会の設置が、さらに引き続き必要とされる時は、新委員が選出されるまではその任にあたる。

第4章　会　　議

第２７条　本連盟の会議を分けて、定期総会、臨時総会、常任理事会、理事会、並びに委員会とする。

第２８条　総会は本連盟の最高議決機関にして、第６条に規定する役員を以て組織し、会長これを召集する。

第２９条　定期総会は、毎年１回年度当初の本連盟主催の大会に時期を合わせて開催し、臨時総会は、

理事会が必要と認めた時期に開催する。

第３０条　理事会並びに常任理事会は、必要に応じて会長の承認を経て、理事長が召集し、これを開催する。

第３１条　委員会は、必要に応じ理事長の承認を経て委員長が召集し、これを開催する。

第３２条　１　すべての会議は、出席者（委任状を含む）を以て成立し、その議決は、多数決とする。可否同数の場合は、議長これを決す。

２　特定の加盟団体に、直接不利をもたらせるおそれのある議事については、当該団体選出の構成員１名以上の実出席者がなければ、これをすすめることはできない。

３　各会議は、必要があれば、その構成員以外の本連盟役員、または、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第５章　会　　計

第３３条　本連盟の経費は、加盟校による分担金（連盟費）、後援会費、事業収益金、助成金、試合参加料、寄付金その他を以てこれに充てる。

第３４条　本連盟の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日を以て終わる。

第６章　その他

第３５条　本連盟に加盟する団体は、毎年度初めに、所属部員の登録を行うものとする。 また、登録後に変更のある都度、所定の報告を行い、承認を得ねばならない。

第３６条　本連盟の規約の改正は、理事会がこれを発議し、総会に提案して、出席者の３分の２以上の賛同を得ねばならない。

第３７条　本連盟の所属者のうち、連盟の名誉を汚し、学生柔道の本分を逸脱すると認められる行為のあった個人および団体は、理事会の決議により、除籍、または本連盟主催事業への参加停止処分にすることができる。

第３８条　第５条において、加盟を認められる大学（校）とは、下の要件を充たしている ものとする。

1　全学的に学生が加入できる組織であること。

2　指導者（部長、監督、師範、コーチ等）を置くこと。OB・OG とも携えて組織できること。

3　加盟校としての義務（役員選出、分担金等）が果たせる組織であること。

4　本連盟の目的に則った部則によって組織されていること。

5　全日本学生柔道連盟に加盟すること。

第３９条　１　本連盟役員並びに選手の旅費規定等は、別に定める。

２　第２７条の会議に出席した者には、会議費を支給する。金額等については別に定める。

第４０条　本連盟後援会規約は別に定める。

附　　則

１．この規約は、昭和５８年６月１日より施行する。

２．この改正規約は、令和３年５月２２日から施行し、令和３年３月６日から遡及して適用する。ただし、第７条１項名誉会長の定員については、現職が退任された後から適用する。